

平成18年5月31日

各 位

アイフル株式会社  
代表取締役社長 福田吉孝  
(コード番号 8515)  
(上場取引所 東証第1部・大証第1部)  
問い合わせ先 広報部長 香山健一  
TEL 03-4503-6050(広報部)  
03-4503-6100(IR室)

## 業務改善計画の提出について

アイフル株式会社は、平成18年4月14日付で近畿財務局より、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条1号の規定に基づき、該当する各店舗・部署における業務を停止する処分を受け、本日、近畿財務局長に業務改善計画を提出いたしました。

今回の行政処分に伴い、お客様はもとより、株主をはじめとする関係者の皆様に多大なるご迷惑やご心配をおかけ致しましたことに、あらためて深くお詫び申し上げます。

今後は、業務改善計画の着実な実施により、コンプライアンス態勢の強化を図り、法令違反の再発防止に努めてまいります。

### 業務改善計画の概要

#### 1. 社内規定の見直し

##### ・貸付規定および回収規定の厳格化

貸付や契約締結行為、債権の請求行為における規定を厳格化するなど、社内ルールを一層厳しいものへと変更しております。

##### ・代理徴求用委任状の全面廃止

役所等の公的証明書類の代理徴求時に使用していた「代理徴求用委任状」に関し平成18年6月5日より全面廃止いたします。

#### 2. システムの整備

##### ・勤務先電話番号欄の電話番号非表示

債権の請求業務に関して、誤ってお客様の勤務先に架電することを排除するため、全保有口座を対象として、パソコン端末において、お客様の勤務先電話番号欄を非表示としております。

##### ・交渉経過の記録に関する入力システムの改修

システムの再構築を行っており、平成18年7月1日より順次システム対応が完了する予定であります。

### 3. 社員指導・教育の徹底

#### ・債権の請求業務専門部署を対象とした全センターの電話対応モニタリング強化

債権の請求業務部署をはじめとした全集中センター（管理部・コンタクトセンター）におきまして、お客様との電話対応内容のモニタリング頻度を増加させ、お客様対応の品質向上やコンプライアンスの徹底を図っております。

#### ・「コンプライアンス勉強会」の全店実施

法令違反の再発防止や法令遵守の意識強化を目的として、平成18年5月8日から10日までの3日間、全従業員を対象とし、貸金業規制法やコンプライアンスに関する勉強会を実施しております。

#### ・「コンプライアンス管理者検定制度」の導入

貸金業務取扱主任者等の店舗責任者に対する法令遵守の更なる意識向上を目的として、社内における「コンプライアンス管理者検定制度」を新たに策定、平成18年7月より新たな社内検定制度として導入いたします。

#### ・「業務取扱主任者制度」の導入

全営業所・全センターの社員に対して、各業務を行う際に必要な法的知識を具備することを目的として、「業務取扱主任者制度」を新たに策定、平成18年9月より新たな社内資格制度として導入いたします。

#### ・債権の請求業務専門部署を対象とした教育の実施

お客様の課題解決に向けた金銭管理カウンセリングが行える社員の育成を目的として、平成18年9月には、社内における「カウンセリング教育」を新たな教育カリキュラムとして実施いたします。

### 4. 社内チェック態勢の拡充強化

#### ・検査部態勢の見直しと強化

検査部の検査要綱の項目をすべて見直し、平成18年4月1日より、金融庁検査に準じた項目を重点とした内容に変更するとともに、検査部の人員を25名増員し、定期検査の実施サイクルを従前の12ヶ月から6ヶ月に短縮しております。

#### ・営業部長・営業推進部サポート課の臨店チェック項目の見直し

営業現場に対するコンプライアンスに係るチェック体制の強化を目的と致しまして、営業部長と営業推進部の臨店チェック項目を見直し、平成18年4月1日より、新チェック表による臨店チェックを実施しております。

#### ・支店長（支店長補佐）による店舗チェック体制の見直し

営業支店長（支店長補佐）による『法令等遵守チェック』を6ヶ月に一度のサイクルにて実施していましたが、コンプライアンスに係るチェック項目の見直しを行うとともに、店舗チェックサイクルも3ヶ月に一度へと短縮しております。

### 5. コンプライアンス態勢の拡充

#### ・外部機関によるコンプライアンス監査の実施

コンプライアンス態勢の拡充と法令遵守状況のチェック強化を目的として、外部機関によるコンプライアンス監査を導入する予定としており、現在、外部監査委託先の検討を進めております。

## 6. 社内態勢の整備

### ・債権の請求業務の完全集中センター化

トラブル防止およびコンプライアンス徹底を目的として、全ての債権の請求業務の集中センター化が完了しております。

### ・支店長補佐職およびリーダーへの任命要件の追加

支店長補佐、スーパーバイザー、リーダーに任命される場合の要件として、貸金業規制法に定められている「貸金業務取扱主任者」の資格取得を条件として追加しております。

### ・検査賞の実施

コンプライアンスと規定の遵守を最優先する風土の浸透を目的として、「検査賞」を設けております。

上記に掲げた業務改善を着実に実行するとともに、更なるコンプライアンス態勢の充実に向け、社内規定、システム、組織、教育態勢等の見直しを随時行ってまいります。

以上